

§ 8 組合員又は被扶養者に異動が生じたとき

§ 8の1 組合員が所属所を異動したとき（運営規則第11条）

《共済組合》

組合員について、次のときは、異動後の所属所から組合員異動報告書（様式集 § 08-001頁）を提出してください。

また、組合員等番号が変更になる場合は、資格確認書等（資格確認書以外に、組合員証・被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、その証を含む。）が交付されている場合は、併せて提出してください。

1 人事交流で県費負担職員から市町費職員になったとき（市町費職員から県費負担職員になった場合を含む。）。

※ 組合員等番号が変更になりますので、資格確認書等が交付されている場合は、併せて提出してください。

2 人事交流で市町費職員から他の市町費職員になったとき。

※ 広島市費から他の市町費になった場合（他の市町費から広島市費になった場合を含む。）は、組合員等番号が変更になりますので、交付されている資格確認書等を併せて提出してください。

3 広島市費職員が、対象システムの異なる所属所間（教育委員会人事・給与等システム対象所属所、庶務事務システム対象所属所）で異動したとき（「小学校、中学校、特別支援学校」と「幼稚園、高等学校」の間の所属所異動）。

※ 組合員等番号が変更になりますので、交付されている資格確認書等を併せて提出してください。

4 市町費職員が同一市町内で所属所を異動したとき。

5 厚生年金保険の同一適用事業所内の複数の所属所において任用がある短期組合員について、主たる任用のある所属所に変更があったとき（当初の主たる任用のある所属所での任用終了後、新たな主たる任用のある所属所等での任用により継続して短期組合員の要件を満たしている場合等）。

次のときについては、任命権者から異動情報が提供されるため、手続は不要です。

- ・ 県費負担の常勤職員が、県費負担の常勤職員のまま、所属所を異動したとき
- ・ 広島市費職員が、教育委員会人事・給与システム対象所属所間を異動したとき

《県互助組合》（互組合員規則第3条）

次に該当した場合は、互助組合加入申込書を提出してください。

- ・ 市町費の組合員が県費負担の組合員になったとき、又は県費負担の組合員が県互助組合に加入している市町費等の組合員になったとき。
- ・ 公立学校共済組合員等番号が変更（新たに共済組合員資格を取得した）となったとき。

§ 8の2 組合員又は被扶養者の氏名が変わったとき（施行規程第93条の2、第95条第1項）

《共済組合》

組合員又は被扶養者の氏名を変更した場合は、次の書類を所属所経由で提出してください。

なお、組合員証等には旧姓使用はできません。

(1) 組合員等情報変更申告書（様式集 § 08-003頁）

(2) （交付を受けている者のみ）資格確認書等

資格確認書以外に、組合員証・被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証の交付を受けている場合は、併せて提出してください。

※ 組合員が氏名変更した場合、被扶養者の氏名変更がなくても、資格確認書・被扶養者証等に記載のある組合員氏名に変更があるため、資格確認書・被扶養者証等の提出が必要です。

(3) 国民年金第3号被保険者関係届（様式集 § 07-011頁）

組合員の配偶者で被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の人が氏名変更した場合のみ提出してください。

§ 8の3 組合員又は被扶養者の住所が変わったとき（施行規程第93条の2、第95条第1項）

《共済組合》

組合員又は被扶養者の住所もしくは住民票上の住所を変更した場合は、次の書類を所属所経由で提出してください。住居表示が変更された場合も同様の手続きを行ってください。（資格確認書等の裏面の住所欄は各自で訂正することとなるため、資格確認書等の添付は不要です。）

なお、被扶養者が国外に転居する場合は、継続して被扶養者認定できるか確認が必要であるため、別途、手続きが必要となります。（§ 7 被扶養者の認定及び取消を参照）

(1) 組合員等情報変更申告書（様式集 § 08-003頁）

(2) 住民票の写し（被扶養者が住民票上の住所を変更した場合のみ）

(3) 国民年金第3号被保険者住所変更届（様式集 § 08-007頁）

組合員の配偶者で被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の人が住所等を変更した場合のみ提出してください。

§ 8の4 資格情報のお知らせ等の再交付を求めるとき（施行規程第96条、第99条の4）

《共済組合》

資格情報のお知らせや資格確認書等を紛失、若しくは著しく損傷したときは、次の書類を所属所経由で提出することによって再交付されます。

ただし、再交付された後に紛失していた資格確認書等が発見された場合は、その資格確認書等を直ちに広島支部へ返納してください（資格情報のお知らせは返納不要です。）。

(1) 再交付申請書（様式集 § 08-005頁）

再交付申請書の「再交付申請の詳細な理由」欄には、「紛失」と記入するだけでなく、紛失その他の状況をできるだけ詳しく記入してください。

(2) 再交付を求めようとする資格確認書等（紛失・盗難以外を理由とする場合のみ）

§ 8の5 個人番号に変更があったとき

《共済組合》

組合員又は被扶養者の個人番号に変更があった場合は、広島支部に事前連絡の上、次の書類を提出してください。所属所は、個人番号報告書送付票（様式集 § 06-018頁）を付して、簡易書留郵便で送付してください。

(1) 組合員個人番号報告書（様式集 § 06-016頁）（組合員の個人番号に変更があった場合）

(2) 被扶養者個人番号報告書（様式集 § 07-014頁）（被扶養者の個人番号に変更があった場合）

§ 8 の 6 後期高齢者医療の被保険者になったとき

《共済組合》

1 後期高齢者医療の被保険者

次のいずれかに該当する組合員は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となり、地方公務員等共済組合法の短期給付（育児休業手当金及び介護休業手当金は除く）の適用を受けません。このため、被扶養者がいる場合は、被扶養者の資格を喪失することになります。

- (1) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人
- (2) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の人であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

※ 後期高齢者医療広域連合とは、この制度を運営する都道府県単位の特別地方公共団体で、個別の問い合わせ先は、住所地管轄の市区町村役場になります。

2 事務手続

次の書類をそろえて、所属所を通じて共済組合に資格確認書、組合員証、被扶養者証等を返納してください。

- (1) 75歳に達し、後期高齢者医療被保険者となった場合
 - ア 資格確認書・組合員証・被扶養者証・高齢受給者証等
 - イ （被扶養者がいる場合のみ）後期高齢者医療制度加入者の被扶養者証等の返納について（様式集 § 7-005頁）
- (2) 65歳以上75歳未満で、一定の障害の状態にあることにより後期高齢者医療被保険者となった場合
 - ア 後期高齢者医療障害認定届書（様式集 § 7-006頁）
 - イ 資格確認書・被扶養者証・高齢受給者証等
 - ウ 後期高齢者医療被保険者に加入したことがわかる書類（資格確認書等）の写し